

日本労働年鑑 第50集 1980年版
The Labour Year Book of Japan 1980

第二部 労働運動

VI 権利闘争

概要

一、前年度からの傾向をうけて、立法化闘争＝条件つきスト権付与＝柔軟化路線が労働側により鮮明化され、公労協として、はじめてこの路線をとった。また、社会党としてもはじめてこの柔軟化路線を認めた。

一、政府は公共企業体等基本問題会議意見書を尊重する立場をとり、そこで提起された経営形態変更問題などの検討をおこなった。また意見書の趣旨をふまえ、労働大臣の私的諮問機関として「公共企業体等労働問題懇話会」が設置されたが、肝心の国鉄等の民営化については将来に持ちこされた。

一、ILOでは、七四年春闘の際の日教組ストにたいする大量処分にかんする関連条約違反の提訴にたいし、七八年一月、結社の自由委員会において、同ストの主たる目的はスト権回復にあり、処分は結社の自由の原則を侵すものではないとして却けた。以後、労働側は、スト権は自力でかちとるとの方針変換を余儀なくされた。

一、七八年末から七九年はじめにかけて、当局のマル生政策にたいし、全通は史上最大といわれる反対闘争を展開した。

一、しかし、具体的な問題解決をえられないまま、公労委の正月二〇日間の休戦提案を受け入れ、それ以後は闘争を縮小して長期闘争化の方向をとった。

一、七九年四月二八日、当局はこの闘争にたいし史上最大といわれる処分をおこない、またひとつの緊迫状態が生じた。これにたいする反対闘争もふくめて、闘争は長期化の様相をみせている。

一、七八年一月二〇日に提出された労基法中の女子保護規定の廃止を中心とする労基法研究会報告書は大きな反響を呼んだ。

一、これにたいしては賛否こもごもの議論がなされたが、労働側は対決姿勢を示し、反対闘争がはじめられた。

日本労働年鑑 第50集 1980年版

発行 1979年11月10日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月25日公開開始